

令和3年

茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和3年11月26日（金）

令和3年第11回茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和3年11月26日（金）午後1時30分

茅ヶ崎市役所分庁舎5階 F会議室

○ 議事日程

- 第1 議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第2 議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第3 議案第45号 田畑変更・農地改良（盛土・地下げ）届出について
- 第4 議案第46号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について
- 第5 議案第47号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 第6 報告第25号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告について
- 第7 報告第26号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について
- 第8 報告第27号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について

出席委員

1 番 鈴木 邦夫 君  
2 番 原田 勝幸 君  
3 番 高橋 久雄 君  
4 番 石射 祥光 君  
5 番 村越 重芳 君  
6 番 遠藤 信行 君  
7 番 ~~小澤 昇 君~~

8 番 廣瀬 正実 君  
~~9 番 三橋 清高 君~~  
10 番 野崎 雅博 君  
11 番 阿部 富美 君  
12 番 齋藤 和子 君  
~~13 番 吉田 恵子 君~~  
~~14 番 石腰 明美 君~~

欠席委員

7 番 小澤 昇 君  
13 番 吉田 恵子 君

9 番 三橋 清高 君  
14 番 石腰 明美 君

事務局職員出席者

事務局長 谷川 広志 君

局長補佐 伊藤 和範 君

午後 1 時30分開会

○議長（原田勝幸君） それでは、ただいまより令和3年第11回茅ヶ崎市農業委員会総会を開催いたします。

なお、本日は、7番小澤昇委員、9番三橋清高委員、13番吉田恵子委員、14番石腰明美委員より欠席届が提出されております。よって、当総会は、委員数14名のうち10名の委員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により成立していることをご報告申し上げます。

最初に、議事録署名人をご指名申し上げます。8番廣瀬正実委員、11番阿部富美委員、以上のご両名によろしくお願い申し上げます。

それでは、議事日程に従い順次審議をお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第1議案第43号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。5番村越委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いいたします。

○5番（村越重芳君） 議案第43号農地法第3条の規定による許可申請についてご報告いたします。

～ 案件について内容を説明 ～

令和3年11月15日、担当委員1名、事務局1名で現地調査をいたしました。申請地は、現況畑、1385平米。権利の種類は、所有権の移転です。申請理由としましては、譲受人は営農拡大のため、譲渡人は営農協力するためです。今後につきましては、里芋、レタス、キュウリなどを作付けする予定でございます。譲受人の現在の耕作面積は、取得分を含めて118アールでございます。

労働力につきましては、本人（39歳）従事日数320日、専業、妻（40歳）従事日数120日、専業でございます。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、小型耕耘機、ハンマーナイフ、その他一式でございます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございました。

次に、事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） なしと認め、採決をいたします。議案第43号農地法第3条の規定による許可申請について、報告のとおり許可することを決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第2議案第44号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします

7番小澤委員は本日欠席のため、代わって事務局より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 議案第44号農地法第5条の規定による許可申請についてご報告いたします。

～ 案件について内容を説明 ～

申請地は、5筆、現況はいずれも畑、合計678平米でございます。申請目的は、駐車場敷地です。農地区分は第1種農地、権利関係は所有権の移転でございます。

申請理由としましては、譲受人は、現在の駐車スペースでは不足しており、路上駐車への対応もあるとのことで、駐車スペースを拡張すべく、本申請地を駐車場用地として申請するものです。雨水につきましては、敷地内浸透にて処理します。隣接地の状況としましては、南側は畑、西、東、北側は道路でございます。隣接農地への被害防除措置としては、全面を転圧し砕石敷きとし、南側の畑との境界につきましてはコンクリート柵渠版で砕石が流れないように施工する計画となります。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に、事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） なしと認め、採決をいたします。議案第44号農地法第5条の規定による許可申請について、報告のとおり許可することを決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第3議案第45号田畑変更・農地改良（盛土・地下げ）届出についてを上程いたします

7番小澤委員に代わり事務局より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 議案第45号田畑変更・農地改良（盛土・地下げ）届出についてご報告いたします。

本案件は、2筆、いずれも田、合計846平米について届出されたものです。

届出の内容につきましては、田畑変更で、現在の高さより平均55cmの盛土を行い、玉ねぎ、枝豆、キュウリ等を耕作するものです。工事の期間は、令和3年12月1日から令和3年12月25日までとなっております。（施工業者の説明）雨水対策につきましては、敷地内浸透とし、被害防除につきましては、南側は道路後退ラインから少し逃がした形で法面処理とし、北側は水路との境界にH鋼とプレキャスト板を新設。また、東西側では既存のコンクリートブロックの高さを超えない程度の盛土とし、土砂が流出しないように施工する計画です。

以上、よろしくご審議の程お願い致します。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に、事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） なしと認め、採決をいたします。議案第45号田畑変更・農地改良（盛土・地下げ）届出について、報告のとおり受理することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第4議案第46号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について、1番案件及び2番案件を一括して上程いたします。なお、質疑は1番案件及び2番案件を報告後、一括して行います。

5番村越委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○5番（村越重芳君） 議案第46号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利

用権の設定等についてをご報告いたします。

1 番案件の利用権を設定する農地は、3筆、いずれも畑、合計 2052 平米でございます。利用権の存続期間は、令和 3 年 12 月 1 日から令和 6 年 11 月 30 日までで、権利の種類は、賃借権でございます。

2 番案件の利用権を設定する農地は、畑、1378 平米でございます。利用権の存続期間は、令和 3 年 12 月 1 日から令和 6 年 11 月 30 日までで、権利の種類は、賃借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に、事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） なしと認め、採決をいたします。議案第 46 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による利用権の設定等について、1 番案件から 2 番案件を報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第 5 議案第 47 号引き続き農業経営を行っている旨の証明願について 1 番案件から 5 番案件を一括して上程いたします。なお、質疑は 1 番案件から 5 番案件を報告後、一括して行います。

7 番小澤委員に代わり事務局より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 議案第 47 号引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてのうち 1 番案件から 5 番案件を一括してご報告いたします。

本案件は、相続税の納税猶予を受けている者が、3 年ごとに納税猶予を継続したい旨の届出を税務署に提出する際、農業経営を行っていることの証明を添付することになっているため、証明願が提出されたものでございます。

～ 1 番案件について内容を説明 ～

令和 3 年 11 月 16 日、担当委員 1 名、事務局 1 名で、現地調査をいたしました。特例農

地 20 筆の耕作状況についてご報告いたします。

畑、292 平米につきましては、準備中でした。3 筆、いずれも現況畑、合計 353.68 平米につきましては、準備中でした。2 筆、いずれも畑、合計 1295 平米につきましては、ハウスで一体として耕作されており、小松菜が作付けされていまして。10 筆、いずれも現況畑、合計 4442 平米につきましては、ハウスで一体として耕作されており、トマトが作付けされていまして。2 筆、畑、合計 2982 平米につきましては、白菜、ホウレンソウが作付けされているほか一部準備中でした。2 筆、畑、合計 610 平米につきましては、ホウレンソウ、大根、白菜が作付けされていまして。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、耕運機、テラー、軽トラック、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人、59 歳、従事日数 300 日、専業、妻、52 歳、従事日数 300 日、専業のほかパート 4 名でございます。

～ 2 番案件について内容を説明 ～

令和 3 年 11 月 16 日、担当委員 1 名、事務局 1 名で、現地調査を致しました。特例農地 3 筆の耕作状況についてご報告いたします。

3 筆、畑、合計 3800 平米につきましては、ブロッコリー、カブが作付けされているほか一部準備中でした。

農機具の保有状況は、トラクター、軽トラック、管理機、その他一式でございます。

労働力は、本人 82 歳、従事日数 200 日、専業、妻 78 歳、従事日数 360 日、専業、長男 48 歳、従事日数 360 日、専業でございます。

～ 3 番案件について内容を説明 ～

令和 3 年 11 月 11 日、担当委員 1 名、事務局 1 名で現地調査をいたしました。特例農地 8 筆の耕作状況についてご報告いたします。

現況畑、1011 平米につきましては、ダイコン、ネギ、カブが作付けされていまして。7 筆、畑、合計 2829 平米につきましては、ナズナ、シシトウ、野沢菜、ナス、長ネギ、じゃがいもが作付けされていまして。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、耕耘機、軽トラック、運搬機、その他一式でございます。



労働力につきましては、本人 72 歳、従事日数 300 日、専業、妻 68 歳、従事日数 100 日、専業でございます。

～ 4 番案件について内容を説明 ～

令和 3 年 11 月 15 日、担当委員 1 名、事務局 1 名で、現地調査を致しました。特例農地 3 筆の耕作状況をご報告いたします。

3 筆、いずれも畑、合計 1744 平米につきましては、ジャガイモ、ネギ、サトイモ、キャベツが作付けされておりました。

農機具の保有状況は、トラクター、2 t トラック、草刈り機、ハンマーナイフ、その他一式でございます。

家畜につきましては、乳牛 36 頭でございます。

労働力は、本人 54 歳、従事日数 300 日、専業、妻 52 歳、従事日数 300 日、専業、母 77 歳、従事日数 100 日、専業でございます。

～ 5 番案件について内容を説明 ～

令和 3 年 11 月 12 日、担当委員 1 名、事務局 1 名で、現地調査を致しました。特例農地 7 筆の耕作状況をご報告いたします。

6 筆、畑、合計 4857 平米につきましては、梅、ミカンが栽培されているほか、サツマイモ、フキが作付けされておりました。田、1500 平米のうち 1408.71 平米につきましては、稲刈り後の状態でした。

農機具の保有状況は、トラクター、ハンマーナイフ、テイラー、マルチ機、軽トラ、軽ワゴン、その他一式でございます。

労働力は、本人 66 歳、従事日数 300 日、専業、妻 65 歳、従事日数 300 日、専業、母 90 歳、従事日数 250 日、専業、子 26 歳、従事日数 100 日、兼業でございます。

以上、1 番案件から 5 番案件の全てにつきまして、農業経営がなされていることを確認致しました。

よろしくご審議の程お願い致します。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に、事務局より補足説明がございますか。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございますか。

○6 番（遠藤信行君） 登記地目が雑となっている筆があるけど、課税はどの地目で課税されているのかな。登記地目の雑で課税されているのかな。

○局長補佐（伊藤和範君） 基本的に課税は現況によるものなので、畑で課税されていると思われま

○議長（原田勝幸君） 他にご意見、ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） なしと認め、採決をいたします。議案第47号引き続き農業経営を行っている旨の証明願について1番案件から5番案件を報告のとおり証明することを決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第6報告第25号農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 報告第25号農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

～ 1番案件について内容を説明 ～

畑、244平米についての届出でございます。

～ 2番案件について内容を説明 ～

2筆、畑、1031平米についての届出でございます。

これらの案件につきましては、届出に必要な事項が記載されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条により、事務局長において専決処分したものでございます。

なお、受理通知書につきましては、既に届出者に交付いたしております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第25号農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告についてを終わります。

○議長（原田勝幸君） 日程第7報告第26号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 報告第26号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

8 ページ、1 番案件から 5 番案件で、転用目的は住宅敷地、駐車場敷地でございます。

これらの案件は、いずれも届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条により、事務局長において専決処分したものでございます。

なお、受理通知書につきましては、既に届出者に交付いたしております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第26号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを終わります。

○議長（原田勝幸君） 日程第8報告第27号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 報告第27号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてご説明申し上げます。

9 ページから 10 ページとなります。1 番案件から 20 番案件で、転用目的は、住宅敷地、駐車場敷地、資材置場、道路敷でございます。権利関係は、所有権移転でございます。

これらの案件は、いずれも届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

なお、受理通知書につきましては、既に届出者に交付いたしております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第27号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを終わります。

以上で本日の審議並びに報告事項は全て終了しました。慎重審議をいただき、厚く御礼申し上げます。それでは、以上をもちまして令和3年第11回茅ヶ崎市農業委員会総会を閉

会といたします。ご協力ありがとうございます。

午後 2 時20分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

議 長

委 員

委 員